電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する提出意見 (接続に関する事項)

(意見募集期間:令和6年8月24日(土)~同年9月24日(火))

意見提出者一覧 計3件

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	ソフトバンク株式会社
3	楽天モバイル株式会社

電気通信事業法施行規則等の一部改正

該当箇所

IP網への移行に伴う、PSTNに係る法定機能や接続料算定方法等に関する規定の削除等

【施行規則第23条の4、第24条の5、接続会計規則第2条、接続料規則第2条、第4条、第5条、第15条、第16条、金銭の交付に関する省令第3条、平成17年改正省令附則第15項の一部を削除】

【接続料規則別表第1の1、別表第1の2、別表第2の1、 別表第2の2、別表第3、別表第4の1、別表第4の2、別表 第4の3、別表第5、別表第6様式第1第2、別表第7、別表 第8の一部を削除】

【改正後の第一種算定規則第13条、別表第4】

第6条における接続料規則の一部を改正する省令附則第 15 項の改正案

御意見

IP 網への移行に伴い、PSTNに係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することに異論はありません。

一方で、今後 IP 網への移行途中に想定外の課題が発生し、その対処に時間を要した場合、現在予定されている 2025 年 1 月までに IP 網への移行が完了しない可能性も想定されます。

その場合、利用者は現状と同じ STM-POI を経由した通話を継続することとなるため、当該 PSTN に係る規定削除については、移行が完了した後に施行するよう余裕を持った日程で施行日を定めるべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

今般の改正案においては、接続料規則の一部を改正する省令(平成 17 年総務省令第 14 号)附則第 15 項について、「令和十年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域(当該事業者が固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)を設置する都道府県の区域に限る。)以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能(メタル回線収容機能に限る。)及び六の二の項の機能(一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。)に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする」とするとされています。

「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」(令和3年9月情報通信審議会)においても「個別に算定・設定されることが原則」(P67)、「本来は東西別で設定されるべき」(P68)とされているように、接続料は事業者それぞれにより各々の原価に応じて個別に算定・設定されるべきであり、仮にNTT東西殿の間でその算定価格に格差が生じ、その縮小が必要と判断された場合であっても、それは経費削減等の企業努力により講じられるべきものです。

現在は東西均一とされていますが、これは、市場及び利用者への影響を踏まえた観点並びに接続料の事業者間精算の負担軽減の観点からの、あくまで IP 網への移行期間における暫定措置であり、令和 6 年 12 月まで時限適用される整理であったと理解しています。今回これを令和 10 年 3 月 31 日まで再延長するとありますが、あくまで当該移行期間に限った運用であることに変わりはなく、これ以上の延長はないものと認識しております。

なお、NTT 東西殿それぞれによる各々の原価に応じた個別の接続料の算定・設定は、コスト構造や収益構造の比較検証等のためにも必要であると考えております。

(楽天モバイル株式会社)

その他の事項

該当箇所	御意見
(1)接続料について	メタル IP 電話とひかり電話の接続料に、相当な差があるのに、接続料が平均額と
	されている。ひかり電話利用者は相当に損をしているのではないか。
	ひかり電話への移行インセンティブとして、メタル IP 電話とひかり電話の通話料に差
	を付けるということは検討できないか。
(2)基本料について	また、意見募集対象と直接関係はないが、取扱所(級局)毎に回線使用料(基本料)に差があるのはおかしい。 元々は区域内通話対象数に差があるからという理由だったはずだが、全国一律料金になってその理由は通らないはずである。 プッシュ回線やナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストといったオプションを標準にするなどして全国一律または東西毎一律に再編すべき。
	(個人 A)

以上